

EVENT

第11回広報に関する先進7会懇談会(広報サミット)

2024年9月7日



9月7日に兵庫県弁護士会において、第11回 広報に関する先進7会懇談会(広報サミット)が開かれました。これは広報活動において先進的な取り組みを行っている

全国7つの弁護士会(札幌から福岡まで)が一堂に会し、発表・意見交換をするものです。弁護士会の活動をいかに知ってもらおうかについて、それぞれのユニークな取り組みが共有されました。これらを兵庫県弁護士会の広報活動に活かしてゆきたいと思えます。

EVENT

台北律師公会との交流会

2024年9月27日

9月27日に台北律師公会との交流会を開催いたしました。台湾の弁護士会との交流は、今回が初めてとなり、台北からは11名、当会からも11名の弁護士がそれぞれ参加しました。当日は、当会館にて各会の活動等の紹介を行いました。その後、懇親会ではざっくばらんな話が弾み、さらに二次会へと会場を移し大変盛り上がりしました。今後も継続して交流を深め、友好協定を結びたいと考えています。



NEWS

1月

姫路支部市民法律講座「インターネット問題～もしあなたがネット上で誹謗・中傷されたら…」

2025年1月11日(土)令和6年度市民法律講座「第5回 インターネット問題～もしあなたがネット上で誹謗・中傷されたら…」として、インターネット上で起こりうる誹謗・中傷の当事者となってしまった場合、どのように対応すべきなのかについて、園田洋輔弁護士が解説します。ネットが普及し、スマホやパソコンを使用するのが当たり前になった社会で、誰か分からない者から、いわれない発言(投稿)をされる…といったことは決して他人事ではありません。発信者情報開示手続や削除請求の実務的な運用など、分かりやすく説明させていただきますので、ぜひご参加ください。

EVENT

お悩みパーフェクト相談会

2024年9月23日



9月23日に神戸市中央区文化センターにて、10の士業(弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、弁理士、税理士、司法書士、行政書士、社会福祉労務士、建築士、土地家屋調査士)が参加する兵庫県自由業団体連絡協議会の主催による「お悩みパーフェクト相談会」を実施しました。約40名の相談者が相談をされ、複数の士業が対応することができました。

EVENT

死刑制度を考える(第7回)

2024年10月26日

10月26日に弁護士会館4階講堂にてシンポジウムを開催しました。第1部は飯塚事件を題材にした映画『正義の行方』の上映、第2部は日本の死刑制度について考える懇話会事務局長・川村百合弁護士、飯塚事件弁護団・徳田靖之弁護士の基調講演と、水谷規男・大阪大学法科大学院教授、加藤孔明弁護士(兵庫県)を加えた4名での座談会を実施しました。土曜日開催にもかかわらず参加者は、第1部49名、第2部86名(会場67名、オンライン19名)と大変盛況のうちに終わりました。



兵庫県洋菓子協会 佐野会長に聞く 相談者の立場に立った専門的アドバイスを



兵庫県洋菓子協会
会長

佐野 靖夫氏

(さの やすお)
1953(昭和28)年、兵庫県神戸市生まれ。東京製菓学校を卒業後、東京・西荻窪の「アンセン」、銀座の「エルドール」を経て、1981年に神戸・垂水に自店「レーブドゥシェフ」をオープン。素材の味わいを生かした洋菓子づくりに取り組み、現在、神戸を中心に8店舗を運営。2020年10月より兵庫県洋菓子協会 会長。日本洋菓子協会連合会 常任理事、神戸マイスター会 理事も務める。

「洋菓子フェスタin Kobe」「神戸まつり」などのイベントでも知られる一般社団法人兵庫県洋菓子協会。洋菓子の街・神戸の活性化にも一役買っています。株式会社レーブドゥシェフの代表取締役社長であり、同協会の会長を務める佐野靖夫氏に協会の活動や洋菓子業界が抱える問題、弁護士会へのメッセージなど、話を伺いました。

▶神戸の洋菓子は有名ですが何か理由はあるのでしょうか

佐野 神戸にはかつて領事館等があり、そこで働く料理人や菓子職人を中心に洋菓子作りが盛んになりました。創業100年を超えるユーハイムさんはじめ、モロゾフさんやフロインドリーブさんなど、外国から来た菓子職人が神戸の洋菓子の始まりです。パンや多国籍料理もそうです。僕は小学生の頃から、近所にドンクの店がありフランスパンを食べていました。そういう話をすると、他の地域の皆さんはびっくりされます。それくらい神戸はパンや洋菓子の歴史があるんです。市民に育てられた食文化ですね。

▶洋菓子協会はどのような活動をなさっているのですか?

佐野 製造技術の普及・向上と、会員相互の親睦・情報提供など業界の活性化を目的に、洋菓子のイベントや技能検定などを行っています。技術の向上・継承のためには、洋菓子技術コンテストや講習会を開催したり、製菓学校を運営したりしています。また昨今の厳しい状況に対処するため経営セミナーも開いています。

▶洋菓子協会の会員は、個人店の方までおられるのですか?

佐野 現在、大・中小企業から個人店まで約130の経営者会員がいます。このほか関連会社の賛助会員がいます。個人店は社長が休むわけにいけないので、なかなか会合や勉強会には出てくれないのが現状です。協会としては助けられないといけないですね。現場の声も大事なので、若手にも理事に入ってもらっています。政治や行政に対して発言力がある大手企業の存在も重要です。業界の人材不足や技術継承の問題解決のために要望を出していきたいです。

▶佐野会長ご自身は、どのようにして洋菓子の世界に入ったのですか?

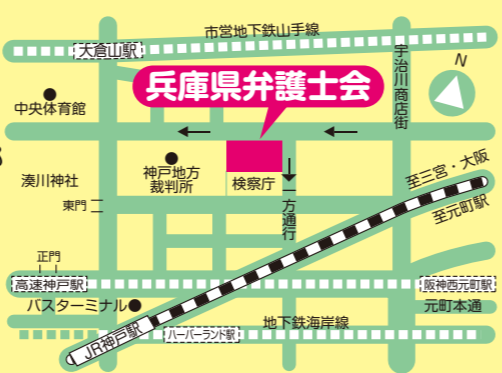
佐野 実家が板宿商店街にある和菓子屋で、小学生の頃からあんこ炊きの手伝いをしていました。一番上の兄が和菓子屋を継いで、僕は東京の製菓学校に進みました。銀座の店の修行時代、特注の大きな仕事を先輩が遅くまでやっている、頼まれなくても手伝って、技を見て覚えました。「技術は見て盗め」の時代ですから。そうすると先輩も教えてくれるようになります。難しい仕事も残って練習して、うまくできるようになると任せてもらえる。そうやって技術を磨いて製菓コンテストで賞をもらうようになって、優勝しま

どの窓口かわからない場合でも、
まずは、兵庫県弁護士会まで
お電話ください。

兵庫県弁護士会

TEL:078-341-7061

兵庫県弁護士会
イメージキャラクター
ヒマリオン
Since2001





佐野会長(中央)と当会広報委員会メンバー

した。独立するとき、資金を出すとのオファーもありましたが、自分が育った神戸で店を出したいと考えていました。当時、僕が作っていたお菓子はけっこう先端のもので、神戸なら新しいものを理解してくれる。街の土壌というか、消費者が理解してくれないと、お菓子を売っていくのは難しいですからね。

▶技術は、やはり時間をかけて努力しないと向上しないですね。

佐野 今の若い人は早く帰りがりますね。働き方改革もあり、うちの勤務体制も朝6時に出勤したら15時に終わり、7時出勤は16時に終わる。その後、残って研究する人は少なく、すっと帰っちゃう。コンテストで優勝を目指すような人は熱心に研鑽しています。うちは割と熱心な人が集まって優勝や入賞していますが、そういう先輩を見てもあまり感じない若い人が多いのが現状です。他の洋菓子店でも料理店でも同じで、経営者は困っています。でも、僕はそんな中でも光る人材は必ず出てくると思っています。リーダーたちには、もっと人と付き合っ、もっと部下と話をせなあかんよと言っていますが、難しいですね。

▶弁護士も同じく、自己研鑽が大切です。技術を磨くための時間と長時間労働の問題は難しい論点ですが、どうやって人材育成されましたか？

佐野 僕自身、銀座の店でリーダーをしていた時は、後輩にデザインを見せたり、一緒に研究をしたり、自分の家に後輩を泊めてご飯を食べて技術論を語ったりしていました。コミュニケーションが大切。うちで働いていた職人は、40人くらいが独立して自分の店を持っています。技術だけでなく、経営についても伝えてきました。彼らとは今でも固い絆で結ばれています。40周年イベントの時に、OBも含めて130人も集まって、胴上げしてくれたんですよ。今の若い人はそういうコミュニケーションがなかなかできない。今のままだと、職人が育たない、技術が磨けないと憂慮しています。

▶人材育成はどの業界も切実な問題ですね。

佐野 僕は柔道部で高校2年からキャプテンになって引っ張ってきました。運動部での経験は、経営、人材育成につながっています。困難な時代だからこそ乗り越えていかなくてはならない。僕の好きな言葉は「情熱は不可能を可能にする」。本気でやる気になったらできるんです。どれだけ好きか。困難はあってもそれを上回る情熱。だから、途中で辞めた人はそれほどお菓子が好きじゃなかったんだねと思うようにしています。どんなに素晴らしいと言われる会社でも辞める人はいます。

▶佐野会長ご自身またはお店で、弁護士と関わったご経験はありますか？

佐野 ありますよ。創業すぐの頃、困ったことがあり、弁護士さんに相談し、いろいろ調査してもらった結果、相手も事情を抱えて

いることがわかり、和解することになりました。弁護士さんからいろいろとアドバイスをいただき、相手にも納得してもらい、何とか取めることができました。

▶その時の弁護士のイメージはいかがでしたか？

佐野 すごく助けていただいて、頼りになりました。ほかに、お客様からのクレマー対応でもお世話になりました。僕自身が先方と話をし取めましたが、弁護士さんからは、具体的なアドバイスをいただきました。例えば、相手が「保健所に言うぞ」と言ってきたとしても、「それなら言ってください。うちから先に保健所に報告します」といったものです。保健所を通すと公になるから脅しは通用しないというわけです。結局お金は払いませんでした。払ってしまうとそういう人はまた同じことをしますから。

▶これまでの経験から、弁護士や弁護士会に期待する事はありますか？

佐野 これは弁護士さんではなく以前に社労士さんと話して感じた話ですが、法律を大切にすぎると、我々の味方になってくれない、むしろ自分を守っているんじゃないかと感じたことがありました。今は違う社労士さんに頼っていますが、依頼主である私たちの立場で考えてほしいことがありますね。弁護士さんも同じで、法律を守ることは当然として、どう現実に対応するか、そういうアドバイスがほしいですね。

▶味方になってほしいというお話、我々弁護士も日々悩むところです。正論はこうだけれども、現実どうするかという点で悩むことは多いです。

佐野 「正しいことを言うときは半分くらいにしないでください」これは僕が社会人研修の時に聞いた言葉で、名言だと思っています。かつて先輩経営者から教えてもらったのは「中小企業はまだ出来上がっていない時にスタートしている」ということです。就業規則も何もできてないところから創業して、走りながら身支度を整えて順番に整備していくわけです。初めから全てを整えるのは無理なんです。そこをバランス感覚をもって理解し、ともに体制を整えていってくれる弁護士さんが望ましいですね。

▶私たちがそういうところで協力支援できると良いですね。

佐野 そうですね。こうあるべきなどと正論ばかりを言われると、経営者としては、つらいところも多いです。だから、専門的な観点を持ちつつも、僕たち経営者の味方になって対処の方法などを教えてほしいです。

▶今日は人材育成や経営など幅広いお話をありがとうございました。

(対談日 2024年7月29日)



レーブドゥシェフ名谷本店の様子

くらしの法律相談

「無料で求人情報掲載」頼んだら請求書届いたー解約通知、内容証明郵便で

Q 個人の自営業者です。求人広告会社から「キャンペーン中なので無料で当社の求人情報を掲載しませんか」との営業があり依頼しました。数ヶ月後に掲載料の請求書が届きました。支払わなければならないのでしょうか。

A 近年、ハローワークなどに求人募集を出す事業者などに対して、求人広告会社を名乗る業者から、「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しないか」という営業の電話があり、事業者が契約すると、後日、業者から広告掲載料が請求される、という事案が多発しています。契約書に小さく印字された「無料掲載期間内に解約手続きをしないと自動で有料掲載に移行」などの条項を根拠にした請求で、悪質性が高く、厚生労働省なども注意喚起をしています。このようなケースで、まず思いつくのがクーリングオフ(契約後一定期間内の解約)ですが、これは消費者を保護する制度なので、個人事業主を含む事業者は行使できません。また、消費者契約法4条による取り消しをはじめとする同法の規定も事業者には適用されません。

一方で、民法上の錯誤、詐欺などを主張して、契約を取り消し、支払いを拒むことができる可能性はあります。しかし、錯誤、詐欺を主張するには、錯誤(誤信したこと)、詐欺(だまされたこと)などについての証拠が必要であり、かなり難しいのが実情です。

請求を受けた事業者としては、まず、これ以上の掲載料が発生しないよう業者へ解約の通知を送ってください。解約通知は、日付と内容が残るように内容証明郵便を利用してください。後日、訴訟などになった場合の証拠にもなります。また、解約前の広告掲載料については、放置すると、延滞料も加算されます。錯誤、詐欺などによる取り消しを理由に支払いを拒絶する書面を送付する方法もありますが、業者から、執拗な督促を受けたり、訴訟を提起される恐れがあります。訴訟については、放置すると業者の言い分がそのまま認められてしまいますので、適切な対応が必要です。

このように、ご相談の事案は、解約通知の送付だけで全面的な解決を図れるとは限りませんので、業者への対応に不安を感じる場合は、早い段階で弁護士にご相談ください。

Topics フリーランス法施行への対策は万全ですか？

本年11月1日から、いわゆるフリーランス法が施行されたことはご存じでしょうか。

フリーランス法は、フリーランスが安心して働くことのできる環境の整備を目的に制定されました。この法律は、フリーランスに業務を委託する事業者(発注事業者)に対して、最大で7つの義務を定めています。義務の内容は、発注事業者に従業員がいるか、フリーランスへの委託業務の期間の長さによって変わってきます。

例えば、発注事業者は、業務を委託した場合に、直ちに書面やメールなどで取引条件を明示する義務を負います。また、従業員を雇用し、かつ6か月以上の期間の業務を委託する発注事業者は、フリーランスに対して育児介護等と業務の両立に対する配慮義務や、ハラスメント対策に係る体制整備義務などを負います。

そして、発注事業者がフリーランス法に違反した場合には、勧告、企業名公表や罰金などの対応が用意されています。

そもそも自社がどのような義務を負うか、自社の発注書・契約書類に修正が必要か、自社の行為が禁止行為に当たるかなどについては、具体的な事情に応じて判断する必要があります。フリーランス法施行への対応は容易ではありませんので、フリーランスとの取引がある事業者の方は、是非この機会に、弁護士までご相談ください。



YouTube 兵庫県弁護士会公式チャンネル 動画アーカイブ

	プチ法律解説シリーズ⑯ 借金で首が回らなくなった時に自己破産の3つの誤解			プチ法律解説シリーズ⑯ 御社の広報戦略は大丈夫? もう始まっているステマ規制!	
	プチ法律解説シリーズ⑰ お金がなくても大丈夫!! 国選弁護士はあなたの味方です			プチ法律解説シリーズ⑱ あなたの会社を存続させるために事業承継のための5つのステップ	

こんなときは兵庫県弁護士会へ

兵庫県弁護士会では、様々な窓口を設け、市民の皆様のご要望にお応えしています。

兵庫県弁護士会

訴えられたとき

裁判等の当事者対象の無料相談

民事・家事事件当番弁護士
078-341-5000

兵庫県弁護士会公式SNS

Instagram

X (旧Twitter)

HIMARIONHYOGO Himarion_Hyogo

法律相談したい

総合法律センター

神戸
078-341-1717

西播磨
079-286-8222

阪神・伊丹・川西・宝塚
06-4869-7613

北播磨・山崎・南たじま・明石・淡路・丹波
078-351-1233

中小企業相談

売掛金の回収や事業承継など
中小企業にまつわる無料相談窓口

ひまわり中小企業センター
0570-001-240